

多治見市観光大使設置要綱

(設置)

第1条 日本一あついまち多治見、歴史文化の薫る美濃焼・タイルの里多治見の魅力を国内外に広く周知し、観光客の誘致促進を図るため、多治見市観光大使（以下「観光大使」という。）を置く。

2 観光大使のうち特に美濃焼等の文化の魅力の周知により、観光客の誘致促進を図る場合は、多治見市文化・観光大使として置く。

(委嘱)

第2条 観光大使は、本市に愛着を持ち、かつ、観光行政推進に積極的な者で、次の各号に掲げるいずれかのもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の出身者又は居住経験者
- (2) 本市にゆかりのある著名人
- (3) 市長が必要と認めた者

(活動内容)

第3条 観光大使は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本市の観光資源の紹介及び宣伝
- (2) 本市の観光行政に対する意見又は提言
- (3) その他市長が必要と認める活動

(任期)

第4条 観光大使の任期は3年とする。

2 観光大使は再任されることができる。

(解任)

第5条 観光大使は、本人から辞任の申し出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その職を解任することができる。

- (1) 観光大使としてふさわしくない行為のあったとき。
- (2) 観光大使が心身の故障のため活動を行うことができないとき。

(報酬等)

第6条 観光大使に対する報酬は、支給しない。

2 市長は、観光大使としての円滑な任務遂行のため、次の各号に掲げるものを提供することができる。

- (1) 観光大使としての身分証明書及び名刺
- (2) 本市の観光、文化等に関する情報
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(事務局)

第7条 観光大使に関する事務は、経済部産業観光課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、観光大使に関し必要な事項は、市長が定める。